富良野都市計画特別用途地区の決定(富良野市決定)

都市計画特別用途地区を次のように決定する。

種類	面	積	備考
大規模集客施設制限地区	約	29 ha	建築物の規制は、富良野市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例による。 <主な規制建築物> ・劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券場その他これらに類する建築物でその用途の供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの
合 計	約	29 ha	

[「]種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

大規模集客施設の立地について均衡のとれた都市構造を目指し、適正な土地利用を図るため特別用途地区を決定するものである。